

第 19 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第40号 令和3年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

専第 40 号

令和3年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	3,314,807千円	100,000千円	3,414,807千円
第1項 営業費用	3,193,068千円	100,000千円	3,293,068千円

令和4年1月21日専決

熊本県知事 蒲島郁夫